

「新営一般庁舎面積算定基準」(国土交通省)による算定資料

区分		職員数	換算率	換算職員数	基準面積	算出面積
		①	②	(①×②)	人/㎡	㎡
①執務面積	特別職	3	18.0	54	3.3	178.20
	部長・参事級	5	9.0	45	3.3	148.50
	課長級	14	5.0	70	3.3	231.00
	課長補佐・係長級	30	1.8	54	3.3	178.20
	製図担当者	9	1.7	15.3	3.3	50.49
	一般職員	102	1.0	102	3.3	336.60
	計	163	-	349		1,122.99
	執務室面積合計 (補正後)	執務室面積合計×110%				1,235.28
②付属面積	会議室	(職員 100 人当たり 40 ㎡+10 人増す毎に 4 ㎡)×110% ()の値は補正前(10%増前)の値				71.72 (65.2)
	電話交換室	換算人員 320~400 人=40 ㎡				40.00
	倉庫	執務室面積×13%				145.98
	宿直室	1 人まで 10 ㎡+1 人増ごとに 3.3 ㎡(2 人と仮定)				13.30
	庁務員室	1 人まで 10 ㎡+1 人増ごとに 1.65 ㎡(2 人と仮定)				11.65
	湯沸室	6.5~13 ㎡×階数(2 階と仮定)				13.00
	受付	1.65 ㎡×(人数×1/3)又は最小 6.5 ㎡				6.50
	便所・洗面所	職員数 150 人以上=0.32×職員数(163 人)				52.16
	医務室	職員数 150 人以上 200 人未満=55 ㎡				55.00
	売店	職員数 150 人以上=0.085×職員数(163 人)				13.85
	食堂・喫茶室	職員数 150 人以上 200 人未満=75 ㎡				75.00
	付属面積合計	()の値は補正前(10%増前)の値				498.16 (491.64)
③設備関係 面積	機械室	①+②1,000 ㎡以上(冷暖房)=311 ㎡				311.00
	電気室	①+②1,000 ㎡以上(冷暖房高圧受電)=61 ㎡				61.00
	設備関係合計					372.00
④その他	業務支援機能	印刷室(50 ㎡)、入札室(70 ㎡)、相談室等(10 ㎡×3)				150.00
	福利厚生諸室等	更衣室、休憩室等				100.00
	その他合計					250.00
⑤議会	議場、委員会室、 議員控室	総務省基準による(議員定数 12 人×35 ㎡)				420.00
⑥交通部分	玄関・広間、廊下、 階段室等	(① 執務(補正前)+②付属(補正前)+③設備関係 +④その他+⑤議会)×30%				796.98
合計						3572.42